

公認会計士法施行規則（案）の概要

1. 目的

公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）の施行に伴い、公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令（昭和 49 年大蔵省令第 58 号）及び監査法人に関する内閣府令（昭和 41 年大蔵省令第 46 号）を廃止し、公認会計士法施行規則（以下「規則」という。）を新設するものである。

2. 主な内容

1. ローテーション・ルールの整備

連続する会計期間に準ずるものとして連続会計期間とされる会計期間として、連続する会計期間において、監査関連業務を行わない連続する会計期間が 2 会計期間〔5 会計期間〕未満である場合に、当該監査関連業務を行わない会計期間においても監査関連業務を行ったものとみなして計算した会計期間が 7 会計期間〔5 会計期間〕となる場合における当該 7 会計期間〔5 会計期間〕を規定する（規則第 7 条）。

（注）〔 〕内は、上場有価証券発行者等の監査関連業務を行う大規模監査法人の筆頭業務執行社員等に対するローテーション・ルールについての適用関係。

新規公開前の監査関連業務を行っている期間のうち継続監査期間に算入する期間として、2 会計期間を規定する（監査関連業務を行った期間が 1 会計期間である場合は 1 会計期間）（規則第 9 条）。

筆頭業務執行社員等として、監査証明業務を執行する社員のうちその事務を統括する者として監査報告書の筆頭に自署し、自己の印を押す社員一名、及び監査証明業務に係る意見審査に関与し、当該意見審査に最も重要な責任を有する者一名を規定する（規則第 22 条）。

大規模監査法人として、監査関連業務を行う上場有価証券発行者等の総数が百以上の監査法人を規定する（規則第 23 条）。

2. 公認会計士等の就職の制限等

被監査会社等に加えて、新たに公認会計士又は関与社員の就職の制限及び監査法人の業務の制限の範囲となる被監査会社等の連結会社等として、

被監査会社等の連結子会社等（連結財務諸表規則に規定する連結子会社、持分法が適用される非連結子会社及び関連会社をいう。）又は被監査会社等をその連結子会社等とする会社等

被監査会社等をその連結子会社等とする会社等の連結子会社等（被監査会社等を除く。）

を規定する（規則第 12 条）。

3．監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合の下限

監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合の下限は、75%とする（規則第 18 条）。

4．業務管理体制の整備

監査法人が整備しなければならない業務管理体制が満たすべき要件として、

業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）がとられていること

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置がとられていること

特定社員が日本公認会計士協会の会員となり、協会の会則を遵守するための措置がとられていること

社員の総数の過半数が、公認会計士の登録を受けた後、3年以上監査証明業務に従事している者であること

監査証明業務を適切に行うために必要な施設及び財産的基礎を有すること

従たる事務所を設ける場合には、当該事務所に社員が常駐していること

を規定する（規則第 24 条）。

業務の品質の管理の定義について、それぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置を講ずることが求められる業務の遂行に関する事項として、

業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保

業務に係る契約の締結及び更新

業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

業務の実施及びその審査

を規定する（規則第 25 条）。

社員の一部をもって構成される合議体で意思決定を行う場合は当該合議体を構成する社員のうちに公認会計士である社員の占める割合が に掲げる割合以上でなければならないとされる監査法人の活動に係る重要な事項として、

業務の執行の適正を確保するための措置に関する事項

業務の品質の管理の方針の策定に関する事項

公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置に関する事項

を規定する（規則第 26 条）。

監査法人の活動に係る重要な事項に関する意思決定を行う合議体を構成する社員の

うちに公認会計士である社員の占める割合の下限は、75%とする（規則第27条）。

5. 公認会計士及び監査法人の説明書類の縦覧等

公認会計士の説明書類に記載する業務の状況に関する事項として、

業務の概況

- ・ 業務の概要及び業務の内容
- ・ 業務の運営の状況
- ・ 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

事務所の概況

- ・ 名称、所在地、事務所に勤務する公認会計士の数
被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

を規定する（規則第13条）。

監査法人の説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項として、

業務の概況

- ・ 監査法人の目的及び沿革
- ・ 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別
- ・ 業務の概要及び業務の内容
- ・ 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況
- ・ 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項
- ・ 外国監査事務所等との業務上の提携に関する事項
- ・ その業務を行うに当たり生ずる責任に関する保険契約を締結している場合には、当該保険契約に関する事項

社員の概況

- ・ 社員の数
- ・ 監査法人の活動に係る重要な事項に関する意思決定を社員の一部をもって構成される合議体で行う場合には、当該合議体の構成

事務所の概況

- ・ 名称、所在地、事務所に勤務する公認会計士の数

監査法人の組織の概要

財産の概況

- ・ 直近2会計年度に係る売上高の総額

【有限責任監査法人の場合は、以下の記載も必要】

- ・ 直近の2会計年度の計算書類
- ・ 有限責任監査法人責任保険契約をもって供託に代える場合には、その旨及び当該契約の内容
- ・ 計算書類について監査証明を受けている場合には当該監査証明に係る監査報告書の添付

被監査会社等（大会社等に限る。）の名称
を規定する（規則第 38 条）。

説明書類の公衆縦覧期間その他公衆縦覧規定の適用に関し必要な事項として、
当該年度経過後 3 月以内に開始し、当該年度の翌年度に係る縦覧を開始するま
での間、原則として公衆の縦覧に供しなければならないこと
やむを得ない理由により縦覧開始の期間までに縦覧を開始できない場合には、
あらかじめ金融庁長官の承認を受けて縦覧の開始を延期することができること
を規定する（規則第 16 条）。

監査法人が内閣総理大臣に提出すべき計算書類は、貸借対照表、損益計算書のほか、
社員資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書とする（規則第 30 条）。

監査法人が内閣総理大臣に提出すべき業務報告書の記載事項は、別紙様式により定
める（規則第 37 条）。

6. 外国監査法人等の届出制度の創設等

外国監査法人等の届出をしようとする者は、本邦内に住所を有する者であって、当
該届出に関する一切の行為につき、当該届出をしようとする者を代理する権限を有す
るものを定めなければならないことを規定する（規則第 84 条）。

外国監査法人等の届出書のその他記載事項として、

法人にあっては、設立日及び当該法人の設立に当たって準拠した法令を制定し
た国の国名

届出者が個人である場合にあつて、法人に属する場合は、当該法人の名称及び
主たる事務所の所在地

届出者がその財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行
う外国会社等の名称、所在地及び当該業務を執行する者のうちその事務を統括す
る者の氏名

届出者が監査証明業務に相当すると認められる業務について外国の行政機関そ
の他これに準ずるものから行政処分その他これに準ずるものを受けた場合は、そ
の旨及び当該処分その他これに準ずるものの内容

代理人の氏名又は名称・住所又は所在地

を規定する（規則第 85 条）。

外国監査法人等の届出書の添付書類の記載事項として、

定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの

外国会社等財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を執行
する者の経歴

届出者の属する国における監査制度の概要

- ・ 監査基準その他の監査制度の内容
- ・ 監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者を所管する外国の行政機関その他これに準ずるもの（「行政機関等」）の名称及び所在地
- ・ 行政機関等による監査証明業務に相当すると認められる業務を行う者に対する監督に関する制度の内容
- ・ 届出者が関係法令に適合し、かつ、監査証明業務に相当すると認められる業務を適正に遂行する者であることが確認できるもの

届出者の業務の状況

- ・ 業務の内容
- ・ 業務の運営の状況
- ・ 業務上の提携の状況
- ・ 事務所の概況

届出者が、本邦内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を付与したことを証する書面

を規定する（規則第 86 条）。

7. 報告徴収・立入検査の権限の公認会計士・監査審査会への委任の範囲

公認会計士等に対する報告徴収・立入検査の権限を金融庁長官から公認会計士・監査審査会へ委任する範囲として、日本公認会計士協会の調査に関して行われるもののほか、日本公認会計士協会の調査を受けていないこと

日本公認会計士協会の調査に協力することを拒否していること

との事由があることにより日本公認会計士協会が当該公認会計士等に係る調査報告を行っていない場合において、当該公認会計士等の業務の運営の状況に関して行われるものを規定する（規則第 90 条）。